

運 輸 安 全 マ ネ ジ メ ン ト

1 . 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根柢であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。
また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表します。

2 . 輸送の安全に関する重点政策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規定に定められた事項を遵守する事。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める事。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずる事。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する事。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する事。

3 . 輸送の安全に関する目標

- (1) 事故件数の減少
防衛運転に徹し、交通ルールと法定速度の遵守のもと、漫然運転の防止、車内外人身事故防止により、事故件数の減少に努めてまいります。
- (2) 飲酒・酒気帯び運転の撲滅
飲酒運転がもたらす悲惨な事故を肝に銘じ、勤務内外に関わらず「飲酒・酒気帯び運転は絶対にさせない、しない」という強い心で飲酒・酒気帯び運転の撲滅を図ります。アルコールが検知された場合は一日乗務させません。
遠隔地による点呼については、携帯用アルコール検知器を持参させ必ず実施します。
- (3) 安全確認呼称の励行
扉開閉の確認、発進時及び交差点右左折時や車線変更などの走行中の確認など、あらゆる安全について確認を行い、安全輸送を遂行します。
- (4) コンプライアンス意識の更なる向上
バス事業は、道路交通法をはじめとする自動車関係法を遵守することで成り立っていることを社長以下全社員が念頭に置き、更なる意識の向上に努めます。

令和8年度 輸送の安全に関する目標

A	重 大 事 故 件 数	0	件
B	車 両 途 中 故 障	0	件
C	車 内 事 故 件 数	0	件
D	車 両 接 触 事 故	0	件
E	極 端 な 速 度 超 過 件 数	0	件
F	自 損 事 故	0	件
G	飲 酒 検 知	0	件

令和7年度 輸送の安全に関する目標の達成状況

A	重 大 事 故 件 数	0	件
B	車 両 途 中 故 障	1	件
C	車 内 事 故 件 数	0	件
D	車 両 接 触 事 故	1	件
E	極 端 な 速 度 超 過 件 数	1	件
F	自 損 事 故	1	件

4 . 輸送の安全に関する指示・計画

- (1) 職場での事故防止委員会を必要に応じて随時開催。
- (2) 事故に関する情報・事故速報・ヒヤリハット等の情報の職場への掲示。
- (3) 必要に応じて内部監査の随時実施。
- (4) 重大事故の新聞記事を点呼場に掲示することによる安全の啓蒙活動。
- (5) デジタコデータによる速度・休憩時間の管理及び乗務員からのヒヤリハットの聞き取りによる事故未然防止の実施。
- (6) 指示事項及び重要事項の確実な伝達。
- (7) 無事故運転士の「安全に対する考え方・工夫」を事故防止委員会を通じて全運転士に伝える。
- (8) 梯団走行マニュアルの確認。
- (9) 車輪止めの使用の徹底。

5 . 安全統括管理者の氏名

代表取締役 渡辺 敏也

令和 8年 4月 1日
マルワ観光有限会社
代表取締役 渡辺 敏也